

えびの市教育大綱



令和7年2月

えびの市

1. 大綱策定の根拠

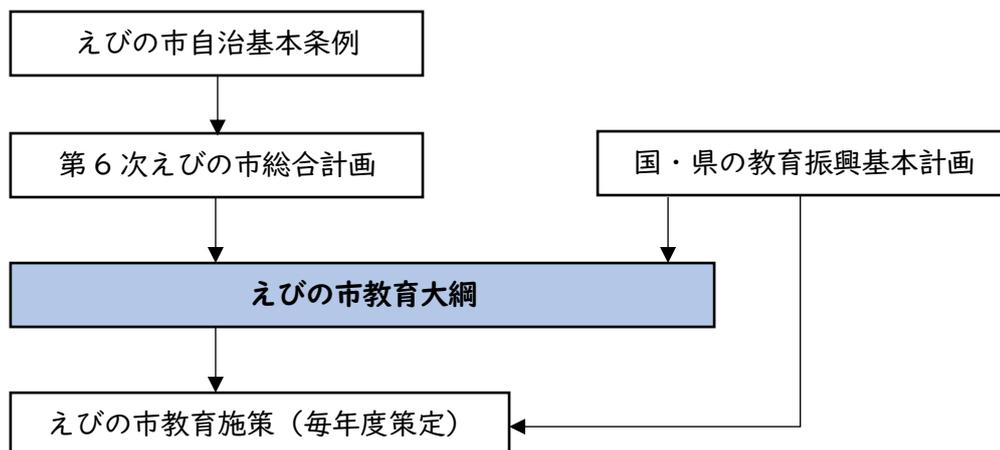
この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育行政を推進するための基本指針として策定するものです。本市においては、国及び県の教育振興基本計画を参酌したうえで、第6次えびの市総合計画を踏まえ、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」での協議を経て策定します。

2. 大綱策定の考え方

えびの市では、令和4年度から「第6次えびの市総合計画」を施行しました。「第6次えびの市総合計画」は、本市の長期的なまちづくりの基本となる目標と、その目標を達成するための取組である施策、事業を総合的・体系的にとりまとめたもので、市民と行政がまちづくりに対する課題や目標を共有するものです。また、えびの市自治基本条例第15条に基づき、市政運営を計画的に進めるための総合的な指針として策定されています。

「教育大綱」については、教育施策における行政計画という位置付けであることから、「第6次えびの市総合計画」における教育に関する総合的な施策については、「教育大綱」と内容的には同じとなります。このことから、本市では、「第6次えびの市総合計画」の教育に係る分野をもって、「えびの市教育大綱」とします。

なお、総合計画には教育に係る分野以外の分野も含まれるため、当該計画から教育に関する基本的な方針を抜粋したものを「えびの市教育大綱」として定めることとします。



3. 基本理念

えびの市自治基本条例 前文

えびの市は、雄大な霧島の山々と母なる川内川など美しい自然と広大な田園風景に囲まれたまちです。ここに、田の神さあをはじめ、地域ごとに特色のある伝統や文化、芸能を守り受け継いできた人々が暮らしてきました。

このかけがえのないえびの市を、市民が主体となり互いに支えあいながら、市民一人一人が幸せを実感できるまち、次世代を担う子どもたちが誇れるまちとして、引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民が互いに責任を担い、市政に市民の声が反映される協働のまちづくりが必要です。

私たちは、自らの地域を自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここにこの条例を定め、これをすすんで実践していきます。

第6次えびの市総合計画

【将来像】

えがおが交わり続けるまち

～霧島山のめぐみめぐる えびの～

基本目標1 えがお「市民生活」

基本目標2 まじわり「産業・インフラ」

基本目標3 つづける「教育」

基本施策14 学校教育の充実

基本施策15 生涯にわたる学びの支援と文化・スポーツの振興

基本目標4 まち 「市民協働・行政経営」

4. 大綱改訂の経緯

平成28年度に策定された改訂前（第1次）のえびの市教育大綱は、第5次えびの市総合長期計画をもとに策定されましたが、令和4年度から第6次えびの市総合計画が施行されたことに伴い、整合性を図るため、改訂するものです。

5. 大綱の期間

大綱の対象期間は、第6次えびの市総合計画との整合性を図るため、改訂年度から令和11年度までとします。なお、教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

6. 大綱の推進体制

地域、家庭、学校、行政、関係機関及び各団体は一体となり、推進します。

教育委員会は、大綱の趣旨を踏まえ、えびの市教育施策を毎年度策定し、具体的な施策に取り組みます。大綱の取り組みにあたっては、教育委員会と市長部局等が連携して取り組みを進めます。

えびの市教育大綱

えびの市教育基本方針

本市の教育は、教育基本法の理念および宮崎県教育基本方針にのっとり、人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新しい時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

このため、えびの市民憲章のもと、生涯にわたって適切な学習が進められるよう、学校教育、社会教育、生涯スポーツの充実振興を図るとともに、その有機的な連携を密にして、生涯学習の推進に努めます。

基本目標 つづける 【教育】

将来にわたり、本市の魅力が輝き「つづける」ため、本市の次世代を担う子どもたちや市民が生涯にわたって学んだり、スポーツに親しんだりできる環境を整えます。

- 次世代を担う子ども一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立していきことができるようにします。
- 教育関係機関等の連携体制を強化し、学ぶ意欲、高い自己肯定感、相手を思いやる気持ちなど、子どもたちの生きる力を育みます。
- 市民がそれぞれのライフステージに応じて、教養や生活文化、健康・体力を向上できるよう、自発的に生涯にわたって学んだり、スポーツに親しんだりできる環境を整えます。
- 市民が地域の歴史や文化、伝統芸能に親しみ、その保護と活用が両立するよう取組を進めます。

基本施策1 学校教育の充実

基本施策2 生涯にわたる学びの支援と文化・スポーツの振興

基本施策1 学校教育の充実

目指す姿

- 小学校・中学校では、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育が行われているまちを目指します。
- 児童生徒が将来を見据え、意欲的に学習に取り組むことができる教育内容が提供されているまちを目指します。
- 子どもたちが人やふるさとを大切に思う心を備え、心身ともに優しく、たくましく育つまちを目指します。

○誰もが安心して就学でき、安全に教育を受けることができる環境が整っているまちを目指します。

施策1 少人数学級事業等きめ細かな教育の推進

- 小学校・中学校の全学年において少人数学級編制を行い、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育を推進します。
- 人権・同和教育や奉仕活動・福祉体験活動を通じた道徳教育の充実、いじめ・不登校・非行等の問題行動対策として生徒指導などの充実を図り、一人ひとりの人権を尊重する人権意識の高揚を図ります。
- たくましい体を育むため、スポーツに親しめるスポーツ環境づくりに取り組み、生涯にわたって運動に親しむ資質の育成及び健康・安全教育、食育を推進していきます。
- 特別な支援が必要な子どもに対応するため、特別支援教育支援員を配置し、個別支援の充実を図るとともに、校内支援体制づくりの充実を図ります。

施策2 幼保・小・中・高一貫教育の更なる推進

- 一貫教育の推進により、学校の枠を越えた教員の乗り入れ授業や ALT（外国語指導助手）の活用、「えびの学」を通じて、学力向上及び地域に貢献する人材の育成につなげます。特に「えびの学」は、小学校から高校までの総合的な学習の時間等の中で体系的に取り組み、えびのの歴史や文化、自然、産業等について系統的・発展的に学ぶことで、えびのに貢献する気概を持つ人材の育成が図られるものと考え、更に充実した内容となるよう精査します。
- 地域住民、保護者等の学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会を全学校に設置し、コミュニティ・スクールを推進しています。地域学校協働本部事業と一体的な取組を行い、学校・家庭（保護者）や地域住民が、責任を共有しながら、地域に開かれ、信頼される学校運営を行います。
- 本市唯一の県立高等学校である飯野高等学校の魅力ある学校づくりに寄与するとともに、飯野高等学校が実践している地域課題解決型の先進的な教育活動を、小学校・中学校にも取り入れながら、小中高12年間を見通した一貫教育を推進し、本市独自の魅力ある教育施策を検討します。

施策3 教育環境の維持・充実

- 子どもたちの学びの場として、安全・安心な教育環境を守ります。
- GIGA スクール構想に基づき整備された教育 ICT 環境を維持し、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動に必要なとされる教育 ICT 環境の充実を図ります。
- 教育 ICT 環境の充実に併せて、ICT を活用した授業や機器操作などの支援を行う ICT 支援員の配置に努めます。
- 学校施設の長寿命化計画に基づき、学校施設の総量適正化、維持管理費用、更新費用等を踏まえたライフサイクルコストの縮減を検討します。

施策4 安全でおいしい学校給食の提供

- 地場産品の活用や郷土食の導入、リクエスト給食の実施等により、おいしい給食の提供と、食に関する指導（食育）の充実に努めます。
- アレルギーに対応した代替食の提供など、安全性を最優先した給食の提供に努めます。
- 学校給食にかかる保護者の経済的負担を軽減するための施策を行います。

基本施策2 生涯にわたる学びの支援と文化・スポーツの振興

目指す姿

- いつでも誰でも安心して利用できる公正かつ適正な社会教育施設の運営を目指します。
- ライフステージや市民ニーズに応じた講座などを開設して、市民の教養の向上、生活文化の向上、健康・体力の向上を推進し、市民一人ひとりが自発的に生涯にわたって学習ができるまちを目指します。
- 市民一人ひとりの文化芸術活動を創造するとともに、地域の歴史文化遺産や伝統文化などが市民に親しまれ、愛されるように保護と活用の両立を目指します。
- 競技スポーツから生涯スポーツまで、市民がそれぞれのライフステージで、個々の能力や年齢に応じていつまでも親しめるよう、多様なスポーツの振興に取り組みます。

施策1 社会教育・体育施設の適正管理

- いつでも誰でも安心して利用できるよう、サービス向上と適正な維持管理を行います。また、施設活用の充実に向け、施設の管理運営の手法等についても検討を行います。
- 大規模改修と設備の更新を計画的に進めます。

施策2 生涯学習・青少年健全育成の推進

- ライフステージに合わせた多様な講座開設により学習機会を提供し、市民の知的好奇心の充足や生きがいをづくりを推進します。
- 学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりと青年層の活動支援を図ります。
- 市民が身近な学びの場として、快適に利用できるよう図書館の蔵書や施設・設備を充実するとともに、家庭、地域、学校、図書館がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちの育ちや学びを支える読書活動を推進していきます。

施策3 芸術文化の振興と文化財の保護と活用

- 幅広い年代が参加できるような芸術文化活動を支援・育成するため、経験の豊富な事業者等との協働により芸術文化活動のあり方を検討し、市民参加型事業の実施や団体間の連携を促進します。
- 子どもたちが芸術文化に触れる機会を積極的に提供します。
- 指定文化財や文化資源の現状把握に努め、保護・活用を適切に進め、まちの魅力向上につなげます。
- 歴史民俗資料館の施設・設備の更新等を計画的に進めるとともに、民間事業者との連携を強化しながら、情報発信や講座の開設を行います。

施策4 スポーツの振興

- スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体と連携し、手軽にできる運動・スポーツの普及及び機会の創出や競技力向上と指導者確保に取り組みます。
- スポーツ施設の機能を充実させながら施設を活用したスポーツ事業を展開し、まちの魅力向上につなげます。

霧島山の
めぐみ めぐる
えびの

山と水、米と肉。温泉と四季のまち。